

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

編輯部報情閣内

報 週

號日七十二月九

特 輯
銃後の諸問題

銃後施設の全貌	銃後美談集	農山漁村の銃後対策	應召商工業者の問題	ノモンハン事件の終末	ソ聯のポーランド進駐	価格等引上禁止について
---------	-------	-----------	-----------	------------	------------	-------------

第一五四號

昭和十四年九月十七日發行

（毎週一日本報日發行）

週 報

昭和十四年九月二十一日第三種郵便物認可（毎週一日本報日發行）

五 銭

内閣印刷局印刷發行



腸疾患に

ラクトスターゼ

ラクトスターゼは最近學界に知られてゐる乳酸菌三十餘種のうち代表的なものを選び獨得の方法によつてその培養全部を包含せしめたもので、生活乳酸菌酵素、發育促進性ビタミン（ラクトフラビン）とを含有してゐる特色があり、味甘く、絶對無害性ですから乳幼児にも安心して應用出來ます。急性慢性下痢、腸敗菌性下痢、腸消化不良、乳兒糞便等に著效を奏します。

説明書進呈

—50錠入・¥.50—

東京・日本橋・室町 三共株式会社

(判LA51格規定國はさ大の書本)

銃後の護りは全し



固く結ぶ前線と

露光量違いにより重複撮影

週報

九月十七日

● 銃後の護り全し
● 汪兆銘重慶同志に電報通電を
● 多田駿中將、山本大佐の戦後を
● 北支最高指揮官に任
● 汪兆銘、王克敏、王叔魯、梁鴻志、張景惠と協力和平の實現、
● 汪兆銘に全協的協力する旨の
● 汪兆銘、王克敏、王叔魯、梁鴻志、張景惠と協力和平の實現、
● 汪兆銘に全協的協力する旨の
● 汪兆銘、王克敏、王叔魯、梁鴻志、張景惠と協力和平の實現、
● 汪兆銘に全協的協力する旨の

週日聞見

● 汪兆銘重慶同志に電報通電を
● 多田駿中將、山本大佐の戦後を
● 北支最高指揮官に任
● 汪兆銘、王克敏、王叔魯、梁鴻志、張景惠と協力和平の實現、
● 汪兆銘に全協的協力する旨の
● 汪兆銘、王克敏、王叔魯、梁鴻志、張景惠と協力和平の實現、
● 汪兆銘に全協的協力する旨の
● 汪兆銘、王克敏、王叔魯、梁鴻志、張景惠と協力和平の實現、
● 汪兆銘に全協的協力する旨の

露光量違いにより重複撮影

週報

(九月十七日)

特輯 統後の諸問題

- 一 統後施設の全貌
- 二 軍人退族の接護事業
- 三 歸還軍人の就職問題
- 四 農山漁村の統後問題
- 五 應召商工業者の問題
- 六 統後英米露
- 七 ノモンハン事件の終末
- 八 陸軍省情報部
- 九 ソ聯のポーランド進駐
- 一〇 外務省情報部
- 一一 價格等の引上禁止について
- 一二 企 畫 院
- 一三 最近公布の法令
- 一四 内閣官房情報課
- 一五 興

週日誌

九月十七日(日)
 ▼汪兆銘重慶同志に勸説通電を發す
 九月十八日(月)
 ▼多田駿中將杉山元大將の後を受け、北支最高指揮官に着任
 ▼滿洲事變八周年
 ▼英、前皇帝ウインザー公近く佛參謀本部付とられる旨發表
 ▼コンスタンチン、スマタニン氏駐日ソ聯大使に任命
 ▼英、航空母艦カレリアス號獨海に擊沈さる旨發表
 九月十九日(火)
 ▼物價、運賃、賃金等の價格停止令發動決定
 ▼高安西北平野に羅京英軍殲滅展開
 ▼中央物價委員會鐵雜品、鶏卵、除虫菊等の最高價格決定
 ▼日ソ現地停戰委員會、現地交渉滿足的協定に到達と發表
 ▼印度、在印英人に離國禁止令發布傳へらる
 ▼ウルグワイ上院日ソ通商航海條約可決報せらる

九月二十日(水)
 ▼寺内壽一大將軍部職總統大本營で總統と會見
 ▼第六次中華民國聯合委員會南京に開催(三日間)
 ▼教育會議特別委員會入試問題審議に乗りだす
 九月二十一日(木)
 ▼本日までの高安作戰殲滅敵屍六千五百、捕虜七百、交戦の敵九個師と發表さる
 ▼第十四回明治神宮國民體育大會始まる
 ▼汪兆銘、王克敏(王叔魯)總護志(遼東軍)と協力和平の實現と憲政の實施に邁進する旨の聲明公表
 ▼ルーミア首相カリネスコ暗殺さる、アルゲセアノ將軍後任に決定
 九月二十二日(金)
 ▼軍事參議官杉山元大將秋の陣國神社臨時大祭委員長に決定
 ▼第六次中華民國政府聯合委員會汪兆銘に全幅的協力する旨の決議をなす



銃後施設の全貌

軍事保護院

今後多難の國際情勢に處し與亞聖戰の目的を達成するためには、一億一心、銃後後援の強化は絶対必要である。政府はこゝに思ひを致し、昨年賜った軍人援護に關する勅語の聖旨を奉讀し、十月三日より九日までの一週間、銃後後援強化週間を實施することになった。こゝに銃後の諸問題を特輯し、政府の施設や銃後實情を掲載して、一般の理解に資すると共に、いよく銃後後援の完備を期し、そと前線にある將兵の奮闘に應へたいと思ふ。

數年前に言ひはやされた、廣義國防の言葉に代つて、國家總力戦といふ言葉が、事變以來強く耳目をひいてきた。いづれにしても事は一つである。國を護り、戦ふためには、第一線と銃後の區別なく、全國民が總力を擧げて、目的貫徹に邁進しなければならないことを言ひ現はすに外ならない。この舉國一致の態勢を確保するために、先づ

第一にとられた對策は、國民精神總動員の運動であつて、その歸するところは、我が尊嚴なる國體に基づき、盡忠報國の精神を振起して之を國民日常の業務生活の間に實踐しようとするところである。

この運動は、事變下に於ける國民の實踐運動である。建前から、國民精神總動員運動新展開の基本方針の中に重要な

實踐事項を掲げたのであるが、その一に「事變の進展に伴ひます銃後後援の實を擧ぐる」といふのがあるのは、特に注目すべきことである。今を遡る三十有餘年前、わが國は當時世界一の陸軍國であつたロシアと戦ひ、大捷を博したのであるが、この時惨敗を喫した總帥クロベトキンの回想録をみると「わが全ロシアの國民は、戰爭の目的を理解せず、従つて開戦に不満であり、幾多の將校下士兵卒が戦線に起るとき、國民は至極冷淡な態度をとり、何等の後援をしない……これ日本に勝てる道理はない」と、敗將の悲憤を綴つてゐるのを想起するのである。

いふまでもなく、今次の支那事變は、東亞新秩序建設のための戦ひであり、われら國民は一億一心、各の立場に於て、興亞の大業に翼賛し奉らねばならないのである。しかして銃後にあるわれらの務めは、銃後の護りをいよく固くすると共に、國家總力の源泉を、ますます涵養することではなければならない。

政府がつつてゐる銃後の施設は各種各様であるが、聖戰

目的貫徹に最も緊密な關係をもつ軍人援護については、何を指しても萬全の策を講じて遺憾のないやうにしなければならぬ。即ち、戦歿軍人の遺族、出征軍人の家族、傷痍軍人及びその遺族、家族並びに歸還軍人等に對して、援護の手を伸べることであつて、要は、わが國體の本義に鑑み、軍人並びにその遺族家族をして至誠奉公の實を擧げ、日本國民としての本分を先うする上に、心からの協力支援をなすことである。軍人援護の事業がその本質に於て、社會事業と異なる所以もこゝにあるのである。

以下銃後施設としての軍人援護事業について説明することとする。

施設の内容

一、軍事扶助法

軍人援護事業については各種の施設があるが、その重要な地位を占めるもの一つに、軍事扶助法による扶助がある。この法律の趣旨は、兵役の大任に服する者が、後顧の憂ひなく安心して第一線に活動ができるやう、國家が十分

その家族遺族並びに傷病兵及びその遺族家族等の面倒を見ようといふのであつて、本法の扶助は同法第十六條に規定してゐるやうに、貧困救助でないことを明らかにし、どこまでも名譽ある帝國軍人並びにその遺族家族の體面といふことを考へてゐる。本法の適用が受けられる者は、現役兵または應召中の下士官兵の家族、戦死及び傷病死下士官兵の遺族、傷病兵並びにその遺族家族であつて、傷病兵はその傷病のために、遺族家族は下士官兵の入營應召または傷病死亡等のためにそれ／＼生活困難に陥つた場合に扶助を受けることができる。扶助の種類は、生活扶助、醫療、助産、生業扶助、臨時生活扶助、埋葬であつて、これは地方長官が行ひ、市町村長が補助機關として働いてゐる。

本法によつて扶助を行つてゐる實績についていへば、昨年度に於ては、約五十四萬二千戸、約百九十七萬人が扶助を受け、このために八千五百萬圓を超える経費が支出された。

二、軍事扶助法に準ずる軍人援護

法律はその適用に一定の制約を受ける事を免れないのであるが、軍事扶助法もその例に洩れない。

今日までにこの施設の援護を受けた者はきはめて多く、正確な数は知ることができないが、昨年四月から十一月までに約三十三萬戸、六十二萬人を超える人が援護されたのである。

三、歸還軍人の援護

召集解除または除隊となつて歸郷した者に對して、一日も早く生活が安定できるやうにすることは、きはめて必要なことであつて、復員對策として、特別な措置が講じられ、本年度は七百萬圓の豫算が計上されてゐる。

援護の内容には、生業費の給與並びに貸與、生活費の補給及び醫療保護であつて、いづれも速かに動員前の状態に復歸し、生業にはげめるやう適當な援護が行はれ、なるべく原職にかへることを原則としてゐる。

四、軍人遺族の援護

護國の神となられた戦歿軍人には、限りなき尊敬と感謝の念を捧げると共にその遺族に對し名譽ある家門を顯揚するための力添へを惜しんではならない。遺族には從來種々の恩典が與へられたが、扶助料の増額によつて、生活の安定

例へば、遺族家族についても、内縁關係の妻子や伯叔父母、甥姪のやうな遺縁の者には、本法は適用されない。また軍事扶助を要するほど生活が困難ではないが、多少援護を必要とする場合、或ひは現在のところはよいが、近い將來必ず何等かの援護を要することが明らかなる場合、或ひは又軍事扶助が行はれるまでしばらく面倒を見る必要のある場合等である。これらの場合は、法律では扶助は受けられないが、適當に援護しなければならぬことには變りはないので、政府は、この方面の援護の徹底を期すため、道府縣に對する助成金を、本年度豫算として一千萬圓計上した。

その援護の内容は、だいたい軍事扶助の場合と異なるところはないが、廣い範圍に互ひ、必要な一切の援護を行ひ、就中、生業援護に特に力を注いでゐる。これを行ふ場合は法律のやうに窮屈な方法ではなく、時と場合に應じて適當なやり方をし、地方の實情に適した各種の援護が行はれてゐる。だいたい生業援護、生活援護、醫療、助産、託兒事業、育英事業、勞力奉仕等である。

に格別の考慮が拂はれたほか、本年度には百萬圓を計上して、各種の施設を實施することとなつた。

遺族援護事業には、遺児の育英、授産、補導、養育教員養成等の施設があるが、その詳細は別稿に譲ることとする。

五、遺族家族の教化指導

遺族家族に對しては、すでに述べたやうに、各種の施設があるが、或ひは夫を、或ひは愛子を皇國に捧げ、或ひは一家の柱石を第一線に送り、後に残された遺族家族が自ら進んで家庭の護りを固くし、自力更生護國の英靈に應へ、また第一線將兵に後顧の憂ひを與へぬやう遺族家族に家庭強化の實踐を誓はせ、以て軍人遺族家族たるの自覺を一層堅持させることがきはめて必要であつて、これは昨年秋以來家庭強化の運動として實施してゐるのである。

また銑後に於ける遺族家族を中心として、各種のむづかしい問題が起ることは少なくなく、これがために親身になつて身上その他相談相手となり、または家業の經營維持、子弟の養育その他家事高敷について、常に積極的に進んで相談指導をなす者が必要である。後述する如く軍事援護相

談所が設けられた所以は即ちこゝにあるのであるが、この活動を一層強化する必要があり、ことに事件の性質上婦人のうちから、この役割を完全に果しうるやうな適任者を設けることがよいので、本院並びに道府縣に、婦人の指導囑託を設けこれが相談指導に當らせてゐる。

六、軍事援護相談所

戦没軍人の遺族、應召または出征軍人の家族のうちには、家業の經營維持、子弟の教育、その他身上並びに家事萬般に互つて、何かと相談相手となり、時には適當な指導を與へる機關を必要とする者があるので、本年度は助成金百萬圓を以て、全國の道府縣並びに市町村に一萬二千三百六十一ヶ所の相談所を設置した。これら相談所の活動は頗る活潑で、良好な成績を擧げてゐる。内密のうちに温情を以て、實情に即した解決を與へるこの施設こそは、本當に缺くことのできない必要な存在である。

七、傷兵保護事業

次に傷兵保護事業について説明する。
傷兵保護の根本精神は、すべての傷兵軍人が、再び起

つて終生御奉公できるやうにすることにあり、かつて、物心兩面に互る各般の保護指導を實施する必要がある。

先づ第一に、傷兵軍人の教養、一般國民の教化の事業があるが、これは本事業の精神指導方面を代表するもので、傷兵軍人が自己の名譽をいよく光輝あらしめると共に、確固たる信念を以て、修養に努め人格を陶冶し、將來再び起つて皇國に報せんとする、決意と心構を涵養するやう萬般の方法を講じてゐる。特に、傷兵軍人の修養團體として、自ら進んで組織した大日本傷兵軍人會は、つねに傷兵軍人のために、嚴父慈母の態度を以て、指導に當り、時局下に於ける、各自の重大なる責務の、遂行に怠りなきことを期してゐる。

いかに再起奉公の決意堅く、傷兵軍人としての使命貫徹の念願に燃える者も、身體に缺陷が残存してゐては、到底満足な活動はできない。それ故再起の土臺となる肉體の健全を確保するために、醫療保護の施設が實施されてゐる。即ち、傷兵軍人が、陸海軍病院から退院した後、疾病が繼續してゐるとき、または傷病の再發した場合にはそ

れぞれ醫療保護をするのである。これがために主として胸

部疾患者の收容保護をなす傷兵軍人療養所を二十五ヶ所、温泉療養を要する者の收容保護する傷兵軍人温泉療養所十ヶ所、及び精神障害者を收容保護する療養所一ヶ所合計三十六ヶ所の療養所を全國各地に設置し、またこれ等の施設ができるまでは勿論、でき上つた後でも、諸種の事情から療養所へ入所できない者もあるので、これ等の者の保護のために官公私療養所、病院等に委託入院させる委託療養の方法及び居宅では委託療養、最寄の病院、醫師について醫療を受けさせる居宅醫療の途を拓いて保護の萬全を期してゐる。

この傷兵軍人療養所は、すでに十八ヶ所開所し、残りの七ヶ所もだいたい今秋には全部完成の見込である。傷兵軍人温泉療養所もすでに三ヶ所は開所し、残り七ヶ所もそれぞれ近く開所できる運びになつてをり、開所した療養所は逐次入所者を收容し保護を加へてゐる。

なほ委託療養及び居宅醫療による方法は、道府縣廳で現在事務を取扱つてゐるのであるが、相當多數の者が保護を

受けてゐる。また古い歴史をもつ傷兵院には重症者を入院せしめて保護にとめてゐる。

傷兵保護の最後の目標が、自立自營の精神に生き立派な社會人としての傷兵軍人を、實社會へ送りだすにあることより考へて、傷兵軍人のために職業を確保する施設が必要となる。これは職業保護の問題であつて、國立の職業指導所を大阪と福岡に新設し、また東京巢鴨所在財團法人啓成社に對し、全額國庫補助を以て國立職業指導所と同様の事業を代行させ、さらに道府縣に職業再教育を實施させて、職業人として十分活動できるやう圖ると共に、就職の斡旋、職業相談等にも諸般の施設が實施されてゐる。

そのほか、傷兵軍人が再起奉公できるやう特別の施設として失明傷兵軍人のために寮及び教育所を設け、また全國に中等學校教員の養成所を一ヶ所、小學校教員養成所を五ヶ所設け、さらに職業再教育のため傷兵軍人に對して學費給與の途を開き、廣く職業に従事するために必要とするものに對しては、無償で作業義肢の製作並びに配給、修繕を行ひ生業資金を必要とするものには融通の途を講ずる等各種

の保護施設が講じられてゐる。また事業主等を中心とする
傷痍軍人雇傭の促進並びにこれが確保を目的とする、道府縣
傷痍軍人雇傭委員会の設置を、助成することとなつてゐ
る。

職業保護事業の實績は、すでに事業以來約一萬人の就職
が實現し、職業補導所には大阪に九十六名、福岡に七十七
名、啓成社に二十八名、道府縣にはすでに再教育を修了し
たるもの約五百八十名現に約七百五十名の人々が、それぞ
れ職業再教育に勵んでゐる。また、失明傷痍軍人寮には約
三十名が收容され、心眼を輝かせて更生に精進し、百數十
名の傷痍軍人は將來教員としての生活のために怠りなく、
又學費給與を受けて學業にいそむる者も同様現に百数十名
に達してゐる。

終りに、傷痍軍人に對する感謝尊敬の現はれとして、諸
種の優遇が考へられてゐる。その主なものとして、傷痍軍
人子弟の育英助成、軍人傷痍記章の授與その他の表彰、身
上相談、公私各種の施設に於ける優待等がある。
今や世界の歴史に燦として輝く興亞の聖業は「千萬人と

雖も我往かん」の意氣で、グシ／＼推しよめられてゐる。

その前途に横たはるいかなる障礙をも焼けつくす熱誠と理
想の焔はますます燃えさかつてゐる。しかし銃後を振りか
へるとき、冷静と沈著とを以て、ねばり強くやり遂げなけ
ればならない仕事は山積してゐる。一方、人口過剰に苦
しんだわが國は、今日では人的資源の濶濶に備ひに至つ
た。またもや二萬數千の婦人坑夫が、力強く鵝嘴を振り
あげる時がきたのである。それ故、われら國民一億は、官
民一體、昨年十月三日賜りたる軍人援護の勅語の聖旨を
奉體し、ますます傷痍軍人軍人遺族家族に對する援護の強
化を圖り手に手をとつて勇躍興亞の前行進に参加しなけれ
ばならない。

戦ひは勝たねばならない。破壊の後には建設がなければ
ならない。勝利と建設は鞏固な國家總力にまつのみであ
る。さうして、國家總力の源泉は、銃後の施設を運営する
われらの一人々々が、これを源養するよりほかに何等の途
はないのである。

軍人遺族の援護事業

一 はしがき

今次事變勃發以來わが戦史に異彩を放つ武勳の數々は、
枚擧にいとまなく、輝かしい戦果は、燦然として四海を
照してゐる。このことたるや忠勇無比なる皇軍の働きに
よることは勿論であるが、畢竟、みな御稜威の然らしむ
るところに外ならないのである。さらに、皇軍將兵並び
にその遺族家族の上に垂れさせ給ふ皇室の御仁慈は、
まことに宏大無邊であつて、或ひは軍人援護に關する勅
語を賜ひ、或ひは、皇后陛下より有難き御歌を拜し、或
ひは御慰問、賜物下賜等、度重なる畏き思召、忝けなき
御懿旨を拜して、國民ひとしく、恐懼感激、皇恩の萬一に
報い奉らん決意をますます固めてゐる次第である。

近くは本年八月六日、全國より一千三百十五名の遺兒
が、靖國の社頭に於て神鎮まる父との對面のために上京
した際、皇后陛下に於かせられては、この趣を聞召さ
れ、これら譽れの子等に對し、見事なる御菓子を下賜あ
らせられ、關係者は勿論國民ひとしく御懿徳の宏遠なる
に感泣したところである。

惟ふにわれら國民は、日本臣民といふ、力強い精神的な
つながりによつて堅く結ばれ、軍人遺族家族に對しても
心からなる協力支援をなし、相共に携へて大業の貫徹へ
と邁進しつゝあるのであるが、就中夫を、或ひは愛兒を、
君國に捧げた遺族に對しては深い感謝と同情の念を禁じ
得ないのである。これは日本國民の誰しもが懐く眞摯な
氣持の現はれであらうが、政府に於ては銃後援の直接

かつ重要な部門として軍人援護の事業に格別の努力を拂ひ、名譽ある戦死者の遺族に對しては、各般の施設を講じ、物心兩面に互つて適切な援護をしてゐるのである。これに、遺族をして家門の名譽をますます顯彰せしめると共に、軍人の遺族として今後も立派に御奉公を完うせしめんがために外ならない。

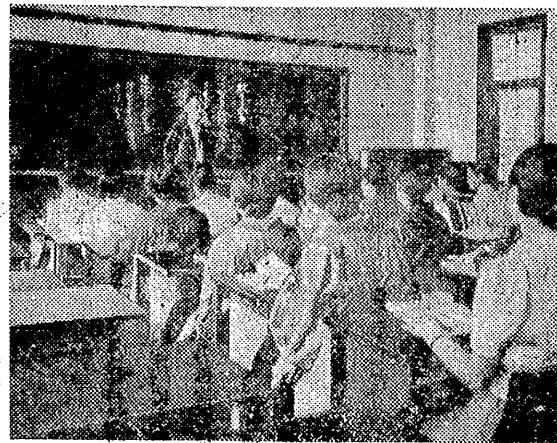
遺族援護の施設としては、恩給法及び軍事扶助法による扶助をはじめとして、その他各種の恩典優遇が多いのであるが、こゝには遺族に對する援護のうち、遺族をして至誠報國の實を擧げしめるための積極的方面に重點を置き、例へば、遺児の育英、戦死者寡婦教員養成、授職補導及び身上相談等について説明を加へることとする。

二 遺族援護事業

(一) 遺児の育英

譽の家を承繼し、次の時代に於て誇ある一門の繁榮を齎すべき、重大な責任を有する者は遺児であるが、遺児が將來獨立自營、立派に國民としての務めを果たす

族として、立派に夫の遺志を繼ぐことができるやうに仕向けることは、きはめて大切なことである。ことに戦死者寡婦の中には教育者に適する素質があり、かつ教育に



(室 教) 所 成 養 員 教

對し熱意を有する者も少くないので教員となるに必要ないし、將來それなく教職につかされるならば、本

めには少くとも中等學校、高等小學校程度の教育を受け

ておくことが、必要であるので、國庫より道府縣に助成し道府縣をして遺児の育英事業を行はしめてゐる。その事業は學資補給の方法により、中等學校では一人につき年額二百圓、高等小學校では一人につき年額三十八圓を標準とし、家族の資力その他の事情を考慮して、必要な額を補助することになつてゐる。この手續等に關しては市區町村役場または軍事援護相談所に於て、親しく相談に應ずることとなつてゐる。なほこれら政府の事業とは別に、高等學校、専門學校、大學等に進まんとする遺児で學資の支出に困難な者には恩賜財團軍人援護會に於て、學資補給を行ふことになつてゐるから、市區町村役場又は同會へ相談すればよいのである。

(二) 戦死者寡婦教員養成

一家の支柱たる夫を君國に捧げた妻は、やゝもすれば風雨に打たれた草木の如くに弱々しきや痛々しきが目につくことがある。そこでかゝる妻が一時の衝動に屈せず、再び起つて一家の中心としてまた名譽ある軍人の遺

人にとつても前途に新たな光明を見出し、併せて自活の途をも得ることができのみならず、かゝる人々によつて與へられる教育はまた特殊の効果を擧げることが期待し得ることとなる。

そこで本年九月から、中等教員(家事、裁縫科)、小學校教員、幼稚園保母を養成する特別の施設を開いた。先般それぞれ志願者を募集したところ、多數の者が應募し競争の結果、中等教員三十二名、小學校教員百二十七名、保母十八名が合格した。これらの人々の大多數は愛兒を抱いて勉學にいそしみつゝあるのであつて、さすが譽の遺族であると肯かせる奮闘振りには涙ぐましい限りである。

中等教員養成所は、東京女子高等師範學校、小學校教員養成所は、宮城、東京、岐阜、兵庫(明石)、廣島(三原)及熊本(六府縣)の各女子師範學校、保母養成所は、奈良女子高等師範學校に開設され、養成所にはいづれも寄宿舎を設けて人格の陶冶を圖り、かつ母子共々に生活することができると同時に設備し、食費その他は本人の負擔であ

るが、授業料、入所検定料等は免除せられる。學資に不足する者には後に述べる授職補導費の補助によつて勉學に支障ないやうにしてゐる。

(三) 授職補導

遺族の大部分は扶助料によつて生活費の一部の支給を受けるのであるが、將來自立自營、社會的にも經濟的にも立派に活動し得るためには、自分の力相當の技能を修得することが必要である。さらに扶助料も軍事扶助も受けられない者、例へば内縁の妻等に對しても、皆必要が痛感される。これがために政府は道府縣に助成してこれ等遺族の授職補導を實施させることとした。

それは、和洋裁縫、看護婦、産婆、教員、タイピスト、美容術、調髪術、生花、茶の湯、自動車運転、機械製作、製圖その他の技能を、學校教習所その他適當な所に於て、習得せんとする場合、これに要する費用を補助するのである。補助の程度は、大略一人年百五十圓を標準とし、本人の資力その他の事情を考慮して行はれる。その手続は、市區町村を経て道府縣へ申込みばよいこととな

つてゐる。

(四) 身上相談

遺族に對しては以上の如く、各種の物的施設を講じてゐるが、家業の經營、遺兒の養育その他身上萬般について親身の相談相手となり、適當な指導を與へるために、全國の市區町村及び道府縣に「軍事援護相談所」を設け、かつ本院並びに道府縣に婦人指導囑託を置いて、遺族家族の相談指導に當らしめてゐることについで、別稱「銃後施設について」のうちに述べたところである。

以上が遺族に對する政府の施設についての概要であるが、遺族援護の事業は民間に於ても各種團體に於ても之を行ひ、とりわけ恩賜財團軍人援護會及びその道府縣支部並びに市區町村銃後奉公會の活動はその使命に鑑み注目すべきものがある。(軍事保護院)

歸還軍人の就職問題

厚生省

はしがき

第一線に活躍する勇士は、出でては劍をとつて敵壘を屠り、入つては國家産業隆興のためハンマーを握り、鋏を持つ中堅青年國民である。これ等の勇士が赫々たる武功に輝いて故郷に凱旋した場合、又は名譽の戦傷を負ひ歸還したときに於て、生活上に少しの不安があつてならないことは言ふまでもない。しかもこれは單に歸還軍人及び傷痍軍人保護の問題として重大な意義を持つといふだけでなく、現下時局に於ける物資並びに勞務の動員計畫に關聯して至大の意義を持つものである。いま歸還將兵及び傷痍軍人諸士の職業を中心とする援護が、如何に配慮されてゐるかを簡単に記述しよう。

一、入營者職業保障法

この法律は一度大命が降れば身を鴻毛の輕きに比して、崇高なる兵役の義務に服さなければならぬ人々のために、その人が退營または召集解除となつた場合に元の地位、元の職業に就職できるやうに保障したものである。この法律は昭和六年四月に制定されたものであるが、その規定が職業保障上充分でない點があつたので、今次の事變中現行の通り改正され、昭和十三年四月一日から實施されてゐる。

この法律によれば、

- (一) 就職を求める場合、入營または應召に際して不利な取扱を受けることはない。

(二) 常時三十人以上を使用してゐる所に働いてゐた場合、入營又は應召によつて解雇されることがあつても、召集解除後三ヶ月以内に元の雇主は再び雇入れなければならぬ。

(三) 右の再び雇入れの場合の給料や地位は、少くとも應召前の給料や地位と同等、またはそれ以上でなければならぬ。

(四) 入營または應召前に雇傭関係がなかつた者が、退營または召集解除後三ヶ月以内に新たに就職しようとする場合は、職業紹介所の紹介で優先的に雇傭されることである。

この法律の特質は、國防の第一線に身命を賭して一意軍務に精勵し奉公の誠を盡す勇士に對する國民的感謝と、崇高な兵役尊重の念より生れる道義心によつて、始めて完全に運營せられる所にある。

右の法律に示す精神を事實の上に生かすために厚生省、陸軍省、海軍省は、たとへば歸郷軍人の一人でも、失業させないやうにできるだけ努力してゐるのであつて、

このために種々の施設が行はれてゐる。

二、歸郷軍人の就職斡旋

歸郷軍人の就職については、厚生省職業部の指揮の下に道府縣廳が全責任を持ち中心となつて事務に當る建前となつてゐる。道府縣廳は管下職業紹介所を管轄し、軍部隊、在郷軍人職業指導部等と聯絡を保つて、就職斡旋上遺憾のないやうに努めてゐるが、とくに樞要な府縣では、陸軍省にある在郷軍人職業指導部の地方駐在主事を加へて、縣廳内に「歸郷軍人就職斡旋部」といふ組織を設け、または右指導部主事を府縣の囑託にする等適當な措置を講じてゐる。

歸郷軍人の就職斡旋をする現業機關は全國約四百ヶ所の國營職業紹介所であつて、大規模の所では軍人部といふ専門部を設けてゐるが、方針としては歸郷軍人の就職斡旋には職業紹介所全體が全力を擧げることとなつてゐるのであり、また全國の職業紹介所はそれ／＼聯絡ができてゐるので、全國各地の職業紹介所が打つて一丸と

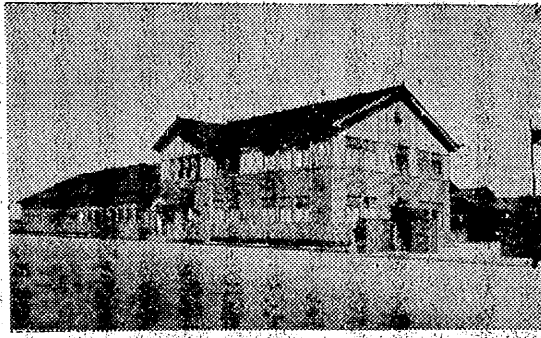
なり、歸郷軍人の就職に當つてゐるともいへるのである。

三、就職斡旋の方法

歸郷軍人の就職斡旋が円滑に行はれるためには召集解除者に對し、本人の將來の職業問題に關し十分の注意を喚起させることが肝要である。従つて軍部各部隊では召集解除前在隊期間中に召集解除者に對し、だいたい次の事柄を徹底させてゐるのである。

- (イ) 原職復歸即ち應召前の業務に復することを本則とする。
- (ロ) 應召前雇傭關係にあつた者は入營者職業保障法の適用の有無に拘らず、召集解除前に雇傭主に對し召集解除後の就職につき通知または依頼をすること。
- (ハ) 應召前雇傭關係にあつた者は召集解除後速に元の雇傭主に面會、または已むを得ない場合は書面でも雇傭若くは復職を確定し、約束したことは嚴守すること。

(ハ) 應召前の業務に復歸できず、事情已むを得ず新に就職しなければならぬ者はその就職先や給料等について自分の經歷等により相當以上の希望を起さないこと。



右委員から縣へ聯絡し、道府縣廳は職業紹介所と共に軍部隊に出むいて、就職希望軍人に面接し職業相談を行ひ、その相談に基づいて本人の希望が達成されるやうあらゆる努力を拂ふのである。

最近の傾向を見ると歸還後すぐに就職の希望を申出でず、一應郷村に迎へられて歸還し、暫く休養してから就職の希望を申出る人が少くないやうである。これ等の歸郷軍人で職業紹介所所在地から遠く離れてゐる人々のために、職業紹介所の補助機関である全国の市町村長及び職業紹介所連絡委員が全面的に就職を斡旋することになつてゐる。従つてこれ等の人は自分の希望を市町村長村長または聯絡委員に相談すれば職業紹介所に取次ぐこととなつてゐる。

四、傷痍軍人の就職問題

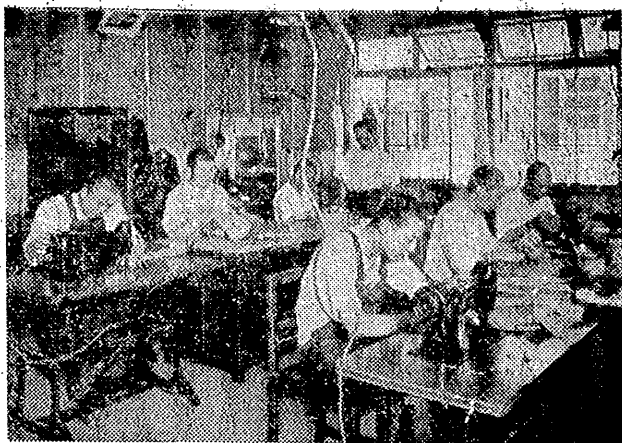
一身を捧げて皇國のために盡した傷痍軍人に對しては、全國民齊しく心から感謝の念を捧ぐると共に、これ等の人々が歸還後動員前と變らないやうな生活状態へ復歸せしめ、社會に立つて立派に獨立し、生計をたてて行けるやうにしなければならぬ。傷痍軍人を従來のやうに社會的寄食者に似た状態におくことは誠に遺憾なことであつて、あくまで社會の一員としてまた健全な國民と

して積極的に各自その能力に應じた職業を通じ國家に盡させるといふことが肝要であり、これは國家の人的資源の活用といふ點からもきはめて必要なことであるばかりでなく、傷痍軍人としてもその殘存能力を活用して再起奉公することにより、さらに一層その名譽を發揚させる所以ともなるのである。

軍事援護事業の中央機關としては軍事保護院があり、これが中心となつて厚生省職業部、道府縣廳、職業紹介所と聯絡して傷痍軍人の職業保護の萬全を期してゐる。傷痍軍人は普通人と異りその職業保護に當つては特に専門的な取扱を要するのであつて、その方面に造詣の深い人を職業顧問に委嘱し、或は特に心理學に素養のある者を傷痍軍人職業指導事務職員として道府縣廳に配置し、第一線の事務に當らす等種々考慮を拂つてゐる。

就職斡旋の組織及び方法はだいたい一般歸還軍人と同様であるが、特に傷痍軍人は寸時も早く職業問題に關して満足を得ることが必要であるので、陸海軍病院は在

院中から職業の相談指導を行つてゐる。即ち府縣廳の傷痍軍人職業指導事務職員は職業紹介所、在郷軍人職業



福岡職業指導所(内)

補導部、病院當局等關係機關と緊密な連絡の下に定期ま

たは隨時に陸海軍病院に出張し、在院中の傷病兵に對し個々面接の方法で相談指導し、できれば豫め就職先の決定をなし、退院後直ちに就職できるやうに配慮してゐる。指導方針は入營または應召前の原職に復歸するやう指導するにあるが、これが困難なものは原職に類似する職業の中より適職を選定し、新就職または轉職を必要とする者に對しては諸種の事情を考慮して適職を選定、これに従事するやう指導するのである。

傷痍軍人の工場等への就職に際し、必要ある場合にはその傷痍疾患に適應するやう作業設備、作業用具、作業方法等を改善してその就業を容易にさせる外、疲勞若しくは危険防止の設備をし、作業能率の増進を圖るやうに工場等へ奨励これに對し補助金を交付してゐる。

比較的長期または高度の再教育を要する者は國立の職業補導所に收容し、短期或いは地方的特色ある職業については各府縣に設置された施設によつてそれら職業再教育を實施して再起の勇士を續々産業戦線に送り出すのである。

一旦就職した者の補導のためには、常に就業の状況に留意し、雇主等とよく連絡して書面または係員の訪問により補導に努めてゐる。

しかし、傷痍軍人の就職の問題は官民擧げての協力により始めて達成されるのであつて、官廳に於ても率先その範を示してゐるが、就中民間事業主の理解認識は不可欠の要件であり、しかも今後相当重い戦傷者も出るので、傷痍軍人の雇傭の促進並びに雇傭の確保を圖るため今各府縣に傷痍軍人雇傭委員会が設置されることになり、今月中にはそれ／＼實現する豫定である。

この委員会は雇傭に關する各種重要事項の調査協議を行ひ、事業主の道義的精神に訴へてその自發的協力により雇傭の圓滑を圖るのを目的とするのである。従つて委員会の決定をして事業主自身の申合的性質を帯びさせるため委員の過半数は事業主を以てこれに充て、この決定に基づいて各委員またはその委員の屬する事業主團體に自發的に協力させ、決定事項の實行を希望する。最近各會社工場等より傷痍軍人に對する理解ある大口

の求人申込が相當あり當局を感激させてゐるが、これは國民が國を護つた傷兵護れを如實に實現してゐる何よりの證左で誠に喜ばしい限りである。

戦地に送れ週報を

前線の將兵は讀物を求めてゐます。二枚の新聞、一冊の雜誌にもむさぼりついて、世界のニュースを求め、國內の便りを氣にしてみます。
「週報が讀みたい」と、不自由な戦地からわざわざ「信替」を組んで申込んで来る兵隊さんもあります。
「活字の欲望、これは戦後の私たちが引き受けて解決しようではありませんか。『週報』や『信替週報』が発行される毎に、戦地にある私たちの兄弟、或ひは友に送つてあげることにしようではありませんか。『軍事郵便』○○部隊の誰々行、と親しく認めて毎週、『週報』の便りをつづけることによつてどんなに戦地と戦後とが固く結ばれることとせう。
今度の戦後援強化週間を期して是非とも始めていただきたいものです。(送料は普通號一部五厘、封筒は丈夫なしつかりしたものを使つて下さい)

銃後美談集

遺された五人の男兒を悉く軍人に

東京市滝橋區柏木に住む藤岡りかさんの夫、藤岡鐵次郎中佐は、明治三十七年五月二十六日南山攻撃の激戦に名譽の戦死を遂げた。

この時りかさんは三十六歳で、長女清子十六歳を頭に、長男武男は十四歳、次男政義は十歳、三男文男が八歳、次女淑子が五歳、四男勇雄が三歳で、五男英雄はまだ胎内にあつた。この五男二女の子供に加へ、年老いた母に親戚の者を加へ十人の家族の暮しがりかさんの兩肩にかゝつてきたのである。月に割つて五十圓の扶助料では到

底普通の生計は立てられなかつた。長男武男が士官學校に進み、次男政義が幼年學校に入學する頃、三重縣一色町の居を拂ひ、現在の地滝橋區柏木に家屋を買つて引越し、二階の二間を他人に間貸をし、母子兄弟心を一つにして儉約した生活を始めた。しかし子供達の學用品と榮養とには事欠かしてはならぬと思ひ、

「お母さんは後で食へるからね」と云つて子供達の食事をすませ、自らは秘かに食をぬくことさへもあつた。

試験はまだつきなかつた。一夜同居人の不注意から火事が起り一物も残さず全焼した。それから一家は庭の隅

の納屋に移り住むことになつた。

八十歳の老母はこの混雑のさ中に死し、續いて次女淑子は女學校卒業を目前にひかへて流行性感冒に斃れた。

この不幸の中にも五人の男兒はすく／＼と成長した。長男が士官學校を卒業して少尉に任官すると、次男は士官學校へと進み、三男は幼年學校へ入學した。その中に四男、五男も軍人を志望し、四男は海軍機關學校へ、五男は幼年學校へ、それ／＼



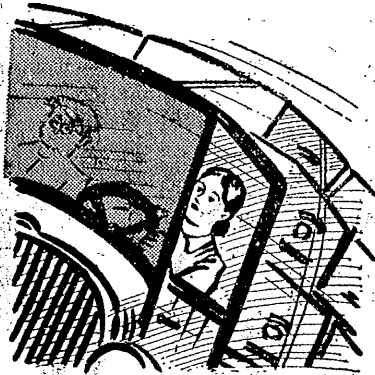
兄の徒を追った。五人の男の子がいづれも打撃して軍人を志望し、その試験に一人もしかも一回も失敗しなかつたのは、一に母りかさんがどんな困難な境遇にあつても變らぬ愛情の下に、養育した賜ものといはざるを得ない。

滿洲事變ではこの五人の子供の中四人までが出征し、現在では長男の武雄さんは歩兵大佐として目下〇部隊、藤岡部隊長として中支に出征、活躍中であり、次男政義さんは同じく歩兵中佐で、目下滿洲州丹江方面に派遣部隊として活躍中であり、三男の文雄は、陸軍航空兵少佐で、長尾部隊本部付として北滿に活躍中、四男勇雄だけは海軍で機關少佐として今や〇〇に於て重要任務を遂行中、五男の英雄は憲兵大尉で先頭出征したのである。かくて五人の男兒は揃つて現下の重大國難に、それ〇〇國家の干城として第一線に御奉公してゐること、りかさんの何よりの喜びであり、心を

秘かな誇りである。(軍國の母の姿に據る)

トラック上の女丈夫

群馬縣の根本トヨさんは今次事變に見夜夫さん弟末吉さんの二人が應召出征した後、母を助けて一家の生業たる貨物自動車



運輸業を經營し、自ら労働服を纏ひ、貨物自動車に乗込んで、運轉助手等の雇人を指導奮闘して勤勉を怠らぬところが、なほ同町

女子青年團理事として他の出征軍人遺家族の慰問等に盡した點は、純粋な女性模範となすに足るといふので、昨秋秋縣當局から表彰された。

奉公の意氣益々壯

靜岡縣の良知保助さんは今次事變勃發するや三兒を戦線に送つたが、二兒戰死の報相次いで至るも奉公の意氣ますます壯んに家族を勵まして農事に精勵し、少しも他の援助を仰がないのみか、かへつて他の出征者家族、戦後遺族の家に勤勞奉仕に赴き、なほ遺族の家の慰問に努める等、克々戦後の賑りを堅持してゐるのはまことに一般の模範とするに足ると昨秋秋縣から表彰された。(表彰録による)

自ら馬を役して一町三段の耕作

岩手縣の菊池ひささんは今次事變に當り

る。(表彰録による)

七十四歳の老軀を以て銃後の第一線

福井縣の赤澤平右衛門さんは今次事變勃發と共に長男應召するや、その嫁は幼兒四人を抱き家事に専念してゐるので、家業を顧みる暇がない。すると平右衛門さんは七十四歳の老軀を以て敢然家業を擔當し、刻苦精勵殆んど他より援助を受けずに春秋の農業期を終へてゐる。ことに昨春は近親より減反した方がよいと言はれたけれども、時局下の労働は國民の義務であるといつて聞き入れず、長男應召前と同様一町三段餘を殆んど獨力で耕作し、しかも其の成績は良好である。(表彰録による)

「護國草履製造

山口縣の中島清さんは温厚篤實人格高尚、郷黨のために盡して倦まず、兼庶務敬

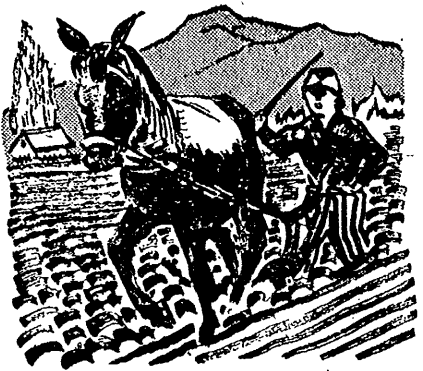
の中心となつてゐるのであるが、今次事變勃發するや、郷里が漁村であるため應召家族は直ちに生活上困窮すべきを思ひ、これが救済を企圖し遂に大々的の草履製造を開始し、私財を投じ自宅を開放してこれに提供し販路もだんく廣まり現在製造能力一ヶ月一萬足に達せんとしてゐる。しかしてこれに従事する應召者遺族家族の婦女子の月収は三十圓に上る現狀である。軍人援護の上から見ても、また地方産業の立場からいつてもその功績は賞讃するに足るものである。(表彰録による)

扶助料には一指も

觸れずに家運再興

の一路を

新潟縣南魚沼郡伊米ヶ崎村の高野ナヲさんは夫陸軍歩兵特務曹長(准尉)三氏が、日露の役に出征、鐵嶺の激戦に負傷して、



て男性を深く活動を續けてゐる。さらに機械を購入して筈を作つて相當の利益を收め、部落の組合に加入して家畜飼養に普通以上の成績を擧げるのみか、他の應召軍人家庭に勤勞奉仕をさへしてゐるのであ

傷痍軍人として郷里に超限するに至るや、

恩給を以てせずに職業職線に再超率公させるため酒、雜貨、小間物店を開かせた。しかし商賣に馴れないこととて事毎に失敗し、後には自暴酒をあふるやうになり、酒癖はいよいよ重り、十餘年にして逝去した。夫の死後残されてゐるものは十歳を頭に四人の子供と四千圓の負債であつた。

ナヲは一時は絶望の餘り親手心中をさへ決意したほどであつたが、自分は今は夫に代つてこの家を再興しなければならぬと強く決心した。

親式がすむや濟ますのうちに、もう債鬼があちこちから押しよせて矢の催促である。中には債権を笠に、その悲境につけこみ親切にかしの甘い言葉をかけて、この中年の寡婦に誘惑の魔手を伸ばしてくる。けれども、武人の妻の操に生きむとの鐵よりも固い決心は、聊かの搖ぎだに見せなかつた。四千圓の負債については次のやうな涙ぐ

ましい借金返済の十年計畫を立てた。

一、國家よりの遺族扶助料は、亡夫が盡忠奉公の精神に賜はる尊い金子であるからこれは必ず積立て、遺児の教育費とし、いかに苦しくとも家計には費はぬこと。

一、借金は向ふ十年間に必ず完済して義理を果すこと、年賦四百餘圓の返済は、できる限り収入と節約を圖つて行けばできぬことはない。

一、一家總動員で必ず榮譽ある軍人の家名を再興すること。

かくて従來の雜貨商の傍、或ひは穀を飼ひ、或ひは綿を紡ぎ、或ひは薪を拾ふなど一家總動員で、夜を日について精勵した。母子一家のかうした血と汗の努力の前には、さしもの借金の大山も一年と崩れて行つた。やがては貯蓄も目に見えて増えてきた。この間いかに苦しくとも決して一指も解れたことのない亡父の遺族扶助料は、

亡父の意を繼いで長男の教育費に積立ててきたが、その一夫君は十二歳の時不幸夭折してしまつたので、次男の尊平君を立派に成人せしめて草葉の蔭の夫を喜ばせようとそれのみを樂しみにしてきた。次男は目下陸軍中尉として北滿に活躍中である。(軍國母の姿より)

四箇條の誓ひ

福岡縣京野郡延永村中定次郎は日露戰爭に参加し、本溪湖附近の激戦の際、左手及び腹部に貫通銃創を受け、創は癒つたけれども、種の不自由だけはとすることのできなかつた。翌年の五月、兵役を免除されて歸郷する道すがら、これからの生活のことを考へて、暗い氣持にならずにはゐられなかつた。

彼の父は彼を頭に十二人の子嗣者であつたが、土地は猫の額ほどの持たない貧しい小作農に過ぎなかつた。家計上たつた尋

常小學二年を終了しただけで學校を退かなければならなかつた彼としては、まがりなりにも働けるものは農業の他になかつたのである。

その翌日から彼は傍目もふらず家業に勵んだ。左手は不自由だし、腹部の傷あととは時々痛んだが、彼はそれを氣づかれて、父母や弟妹たちに心配をかけてはならないと、そんな様子も顔色にも言葉にも出さなかつた。

弟妹たちも、長兄の健氣な決心には感激せずにはゐられなかつた。彼等は心を合はせて長兄をうやまひ、父母を大切にした。そして貧しくはあつたが、家内は絶えず、和氣飄々たる團圓の雰圍氣に包まれてゐた。

さうした境遇の中で、彼は四ヶ條の座右の銘をつくり、それを實行することに努めた。それは

- 一、天恩地恩に感謝すること。

一、父母弟妹諸人を敬愛すること。

一、己を常に反省すること。

一、働くこと即ち人生と信すること。

月日が経つうちに、傷あとの痛みもだんだんうすらいで行つた。そして、あまり過激な労働でさへなければ、普通の仕事には不自由を感じないまでになつた。不斷の勤勉努力もむくいられて、少しづつ田地も買へ、小作農から自作農への地歩を一步步固めていつた。そして生活もだん／＼樂になつてきた。そこで彼は座右の銘の一である隣人愛の精神を發揮した。

彼は先づ、彼の住んでゐる延永村大字長音寺だけでも、三町八反歩からの濕田があるのに眼をつけて、區民の間を説き廻つて耕地整理を斷行した。また耕地を深耕し、屋外地肥の施行、緑肥の栽培に全力を注ぐなど、經營組織の改善を計つて區民に模範を示した。

はじめはさうした農事の改善に無關心だ

つた區民たちも彼が、當初穀當り一石七斗の收穫を平均三石餘に増加させたのを見ると、競つて彼のすゝめに従ふやうになつた。

農作栽培の計畫を立て、小麦、裸麥、菜種などがとれるやうになつた。また副業としては、農閑を利用して、率先製網に従事し、區民にも亦それをすゝめて、大いにその成績を擧げた。このやうな農村改設に關する數々の功績によつて、彼はその筋から數回の表彰を受けた。

また彼自らはどうかといふに、三十年前、名譽の負傷によつて兵役を免除された當時は、全くの小作農として貧困のどん底にあつた身が、今では、田地二町餘を購入し、堅實な自作農の一人として村民の尊敬を集めてゐる。(傷痍軍人成功談集より)

農山漁村の銃後問題

農 林 省

「應召農山漁家の生活の護りは堅い、又食糧その他軍需民需として必要な各種農林水産物の供給については心配はない。」これが銃後農山漁村から戦線の勇士におくる言葉である。いま農山漁村の銃後の問題として農林省関係の事柄は、應召農山漁家等の農林漁業経営の保持及び生活安定と長期建設下重要農林水産物の生産力の維持擴充とである。

農林漁業経営の保持及び生活安定

農山漁家等は、主として家族勞力に依つて經營してゐるのであるから、従来通り農林漁業經營を繼續することが結局その家族に對する最も力強い生活安定の途である。而して之がために主として問題となり對策樹立

を必要とすることは、農林漁業經營の計畫、勞力の補給、農地等の保全、肥料その他資材の確保等の問題である。

農林漁業經營の計畫については、事變勃發當時より村の銃後援護會、經濟更生委員會、農會等が中心となつて應召農山漁家等の生活相談所を設け、應召農山漁家の個個について直接經營の計畫を立て又その指導の任に當つて來てゐるのである。即ち、農會の技術員等が中心となつて、應召農山漁家の農林漁業經營の實態を具さに調査して計畫を定め爾後巡回指導その他の方法に依り常時應召農山漁家の相談相手となつてその經營を指導するのである。

事變が長期建設戦となり應召等に依る勞力の移動も増

加するとともに、他方農林水産物の生産力の確保擴充がますます必要となつて來るに伴ひ、各應召農山漁家等の經營計畫についても従來行つて來た生産を改訂又は強化しなければならぬ。殊に肥料その他の資材の配給が窮乏となり、従つて資材の合理的利用を圖り一定の資材と勞力を以て最大の生産を擧げ得るやう農林漁業經營全般に互つて総合的合理的計畫を立て之を指導する必要が高まつてゐる。

次に勞力補給の問題については、事變以來全國農山漁村に勤勞奉仕の組織が確立され、津々浦々農村はもとより山村水原、部落の隅々まで遺憾なく勤勞奉仕が行はれてゐる。「我々銃後國民は、その父兄を、夫を、子弟を支那滿洲の大陸に送り、戦時體制下、物資動員計畫、國家總動員下にあつて、銃後の經濟戦を戦つてゐる。そこには、彈丸こそ飛んで來ないが、銃後國民も亦、戦争に直面してゐる。我々は戦線の勇士に劣つてはならない、否斷じて劣らない。」かういふ決意の下に、農山漁村民は、協力一致、懸命な努力を積んでゐる。而して事變の長期化

に伴ひ應召のほか軍需工業その他の方面に對する勞力の移動等に因り農山漁村の勞力事情が事變前に比し著しく異つてきた今日に於ては、農山漁村一般の勞力調整計畫を必要とするに至り農林漁業生産力の確保擴充に必要な勞力の確保、合理化を圖りつゝある次第である。従つて勤勞奉仕も一般勞力調整計畫と結びつけてますますその重要性を加へつゝあるのである。

尙ほ勤勞奉仕の組織は、村の經濟更生委員會に勤勞奉仕部を設け、各部落に於ては勤勞奉仕班が本部の統制の下に勤勞奉仕を行ひ必要に應じ壯年部、青年部、婦人部といふやうに分擔を定め各に最も適した作業に勤勞奉仕するのであるが、最近に於ては、特に一般學校生徒等も學業に支障を來さない範圍に於て出來るだけ勤勞奉仕に参加させて農村の勞力補給に協力すると共に勤勞奉仕を通じて身心の鍛鍊と農業の體驗を味ふやうに奨めてゐる。

應召農山漁家の農地等の保全を圖る爲めにも各種の對策が講ぜられてゐる。或ひは農業經營の中心人物が應召

し經營上非常に困難を感じる場合には、親戚、部落勤勞奉仕班、青年團、部落組合等で農地を管理經營して全部收穫調整した後肥料代その他所費經費を差引いた残りの生産物を引渡すといふやうな方法が採られてゐる。或ひは又桑園の場合に於て、勤勞奉仕班が共同耕作し、その桑葉を以て稚蠶共同飼育を爲しその蠶兒を希望者又は飼育可能な班員に餘分に飼育せしめ共同耕作地の桑葉を使用せしめその代金を徴収して小作料及び經費に充當し餘餘は應召養蠶家に交付する等の事を行つてゐるのである。農地は農業經營の基礎であるから農地の利用關係が安定してゐることが必要であるが應召農家の場合には特にその事が望ましい。

應召農家が小作農である場合、その農地利用關係安定の爲めに、農會その他の團體に於て、應召中は小作料の値上を爲さざること、土地返還の要求を爲さざること、土地賣却又は抵當擔當行等の場合には、豫じめ團體に通知し應召者の家族が小作地を離るゝこと無きやう事前の措置を講ずる餘地を置くこと等の事を豫じめ地主と協定にその事が望ましい。

して置くやうなことも行はれてゐる。農地調査法に於ても應召農家等が農地を耕作することを得ない場合には、市町村、産業組合、農事實行組合等に農地の管理の申出を爲すことを得る規定を置いてゐるのである。

尙ほ戦死者遺族、戦傷者及びその家族に對し低利資金の融通に依り自作農地を購入せしめ、將來の生活安定を圖るため預金部資金を以て支那事變出征記念自作農地創設の制度が設けられてゐる。

應召農山漁家が必要な各種資材の配給については、主として産業組合等の團體に於て取扱つてゐるが、一般的に資材の配給は物動計畫の關係上充分とは言へないのであるが、應召農山漁家に對しては特に優先配給の途を採るとか、或ひは原價配給を行ふ等應召農山漁家の便宜と負擔の軽減を圖つてゐるのである。

最後に應召農山漁家の生活安定の爲め必要な各種対策施設であるが、事變以來政府として農山漁家の収入増加を圖る爲めの投産施設、支那事變戦死傷者遺族の爲めの負債整理制度の實施を始めとして産業組合、漁業組合

等協同組合の積極的活動を促進し應召農山漁家の産業經濟に必要な資金の供給、農林水産物の共同販賣の奨励、肥料、飼料、燃料等の農業用資材の配給、農山漁家の生活必需品の配給、農業用機械器具、家畜等共同施設の利用についても極力應召農山漁家の生活安定と便宜を圖るやう努め來つたのである。

銃後農林水産物の生産確保

銃後農山漁村の問題として以上の外銃後農林水産物の生産の確保擴充が重要である。今日帝國が未曾有の大車變に直衝しながら國民日常食料品に不安がなく國內自給してゐるといふことは我が國として最も患まれてゐることと言はなければならぬ。歐洲の風雲急を告げ英佛獨間に戦争状態發生するや各國は直ちに食料品の切符制度を實施してゐる旨が報せられてゐるが、これは過ぐる第一次歐洲大戰に於ても各國が苦い經驗を嘗めドイツの敗因の一角が食糧の缺乏に在つたことに鑑み今次戦争勃發に當つても早速食料の管理統制を行つてゐるのである。之

に比し我が國は米麥等の主要食糧を始めその他畜水産物野菜等の食料品に於ても平時と大した變動も無く國民の食卓に供せられてゐることは實に力強く感ずると同時に、之等食料品の供給に従事してゐる農山漁家の努力に對し感謝しなければならぬ。

農山漁村は食糧品の外、各種工業原料品、輸出農林水産物を生産し民需、軍需の用に供するは勿論、年額約七億圓に達する輸出に依り時局下國際貸借の改善に貢獻する所は大きい。而して長期建設下に於て一層軍需民需の増大と輸出増進の必要に基づき、重要農林水産物について、その生産の確保擴大を圖らなければならなくなつたのである。本年政府に於て、米、小麦、甘藷、馬鈴薯、麻類、繭、木炭等の農林産物を始め、牛、豚、綿羊、家兎、鶏等の畜産物及び水産物について増産計畫を立てて目下官民一致之が實行に邁進しつゝあるのも之が爲めである。

農山漁村は事變以來應召その他に依り勞働力、畜力の減少、肥料その他農業用資材の配給の減少等幾多の不利



なる條件の下に於て、克く協力一致、これ等の障害を突破して農業報國の實を擧げ幸にして主要食糧品を始めとして、農林水産物の生産確保について聊かの不安もないのである。本年度増産計画は、米穀の四百萬石増、小麦の三百萬石増、繭の千八百二十八萬九千貫増等、其の目標も相當大規模であるが内外の情勢に鑑み、官民一致必ず所期の目的を達成しなければならぬのである。然し我が農山漁村は、事變前に比し勞力、肥料その他の生産資材、その他各方面に於て著るしく情況を異にするに至り、増産計畫達成も萬全の對策と官民一致の協力を伴はなければ容易ではないと考へられる。政府に於ても此の増産計畫の實行に當り、勞力調整計畫、肥料、飼料、農機具、燃料、農業用藥劑等の配給統制、各種増産獎勵施設、各種團體活動促進施設等を講じ重要農林水産物につき其の増産數量を各道府縣、市町村に割當て、目下折角之が指導奮闘中である。幸に本年は一部特殊の地帯を除いては、全國天候順調で、各種作物の生育状態も良好であり、農山漁村の盡忠報國、一路農業報國へ邁進しつゝある努

力と相俟つて豐作を豫想されてゐることは邦家の爲め洵に慶賀に堪へない次第である。かやうに食料品を始め重要農林水産物の増産計畫は極めて順調にして銚後農山漁村の守りいよ／＼固いことは長期建設下我が國を磐石の重きに置くものであり、前線に在る勇士も安心して銚後農山漁村の人々の手に農林水産物の生産の確保を委ねてゐるのであるが、此の際特に國民各位の協力を仰ぎ度いことは、食料品を始めとして、各種農林水産物について、その生産は農山漁村の並々ならぬ努力と又之を生産する爲めに、肥料その他の生産資材の中相當額を海外に仰いでゐることに思ひを致し、その日常生活に於て無駄排除、節約愛護の念を以て臨み苟くも濫費するが如きこと無きやう努められたいものである。

× ×



應召商工業者の問題

商工省 振興部

はしがき

今事變に召集された中小商工業者の中には、その營業をつゞけるのに少からぬ支障をきたし、その家族の生活安定を期し得ないやうな場合に立ち至る虞れのある者も少なくないので、これが戦線にある商工業者に與へる精神的打撃はきはめて重大視すべきものがあるのである。

由來獨立經營を主とする中小商工業者は自立自營の念が強く、自己の生業の維持發展については常にあらゆる工夫と努力とを惜まぬものであるが、それだけにこれ等業者が出征に當り懸念する所は家業の維持に外ならない。それ故これ等商工業者の營業繼續のため有効適切な

援護施設を講じ、併せて遺家族の生活安定を圖り、戦線にある勇士の憂慮を一掃し、後顧の憂ひなく第一線の奉公に専心できるやうにすることがきはめて肝要である。また應召商工業者が歸つて來たら、すぐ支障なく營業を繼續できるやう不在中の營業繼續に適切な援助指導を與へなければならぬ。

かゝる見地から政府は應召中小商工業者の營業援護につき諸種の對策施設を講ずることとなつたのである。尤もこれ等應召中小商工業者の遺家族も軍事扶助その他の軍事援護を受けることができるのであるが、これ等の施設はその主たる眼目を生活扶助におくものであつて營業繼續に支障をきたし生活に不安を感じてゐる應召中のすべて中小商工業者の遺家族に援護の手を延べることが

できない憾みがあるばかりでなく、これ等の施設のみによつては營業の維持継続についての積極的援護を期することは難しい。

殊に營業繼續の援護には經營上の知識、經驗並びに技術が必要なのであるから、その援護に當る者は従来の軍事援護擔當者のみでは不十分であつて、援護擔當者はなるべく同業者を主體とすることがよい。これは應召商工業者對策として特別な施設を必要とする所以であつて、事變勃發以來政府はこの點に深甚な考慮を拂ひ、諸般の對策施設に萬遺漏なきを期して来た。

營業援護の應急策

事變勃發と共に商工省に於ては直ちに各道府縣並びに各種商工團體に、中小商工業者で應召のため營業繼續に支障をきたした者には、資金の融通、勞力の補給及び經營の指導等、諸種の助成指導に遺憾のないやう通牒を發したのである。

この通牒に基づき、各方面ではそれぞれ適切な措置が

とられたのであるが、應召中小商工業者の營業援護の徹底を期するためには、産業奉仕委員のやうに絶えず應召中小商工業者の遺家族に接して營業の指導助成に當る特別機關を設置する必要を認め、この準備を進めてをうたところ、丁度東京府で東京市、八王子市及び各種商工團體を以て東京商工團體後援聯盟を組織し、産業奉仕委員と同趣旨の方法により應召中小商工業者の營業援護に當ることになつたのである。

そこで商工省では各地方長官に對し東京府の施設を參考として右のやうな制度を設置するやう通牒を出すと共に、各商工團體の代表者を招き地方廳と協力し右の援護施設の實現を圖るやう協議したのである。

東京商工團體後援聯盟の成立に相ついで大阪府後商工援護委員會並びに愛知縣、奈良縣及び秋田縣各商工團體後援聯盟等の設置を見、應召中小商工業者に對する援護對策は着々と進捗を見るに至つた。しかしこれ等の對策は、要するに應急の策であつて、各地方の實情によつては早急に對策施設の樹立を期することができ

ないものがあり、應召商工業者對策はこれを全國的に見る時、未だ不備の點が少くなかつたのである。

應召中小商工業者營業援護施設

そこで商工省は應召の結果すぐ營業繼續に支障を來す處れが最も多い中小商工業者に對する方策として、中央に「應召商工業者營業援護委員會」を設置すると共に、各地方廳に「各道府縣應召商工業者營業援護委員會」及び「商業奉仕委員制度」を設置する方針を立て、これに要する經費六十六萬八百二十圓を追加豫算に計上し、第七十三議會に提出、通過成立を見たのである。これにより昭和十三年勅令第三百九十七號を以て商工省に應召商工業者營業援護委員會を設置した。

本委員會は應召中小商工業者の營業繼續の援護に關する重要事項を調査審議する諮問機關であつて、その委員には陸海軍省、商工省及び厚生省の各關係局長並びに軍事援護團體代表者及び各種商工團體代表者を網羅し、他の軍事援護事業ばかりでなく民間業者との連絡協調を密に

し、對策施設の運用に萬全を期すこととなつたのである。本委員會は昭和十三年六月八日第一回會議を開催し、商工大臣の諮問に應じてつぎの事項につき答申した。

一、道府縣應召商工業者營業援護委員會の組織方針

二、商業奉仕委員制度の運用方針

三、本施設と他の一般軍事援護事業との連絡方針

四、本施設と商工業者營業援護團體との融合方針

右の答申に示された方針に従ひ、各道府縣に道府縣應召商工業者營業援護委員會及び商業奉仕委員制度が設置されるやうになつた。

道府縣應召商工業者營業援護委員會は中央の委員會で決定された援護方針に則り、地方の實情に即した營業援護の措置方法を調査審議すると共に、關係方面との緊密な連絡を圖る機關である。その委員には中央の委員會と同様各方面との連絡協調を緊密にするため、聯隊區司令官または鎮守府若しくは要港部關係官、市町村長、各種商工團體代表者、軍事援護團體役員及び方面委員等の各方面

の代表者を網羅し、本營業保護事業が他の諸統後援事業と相携へて統後援の實を擧げるやう留意してゐる。

なほ道府縣に既存の應召商工業者營業保護團體がある場合、その理事會等が從來審議してゐた事業實施の根本方針は本道府縣應召商工業者營業保護委員會が統合して審議決定することとし、事務の重複を避けてゐる。

つぎに商業奉仕委員制度について述べると、商業奉仕委員は絶えず應召商業者の遺家族に接して、その營業の指導助成に獻身的奉仕をする名譽職であり、全國を通じて約一萬人を數へてゐる。元來本制度は互助共濟の精神、同業相愛の念慮に立脚するものであつて、これが運用の成否は一に商業奉仕委員の理解と協力にかゝつてゐる。幸ひにして今日までのところ、地方關係職員の努力と商業奉仕委員の目ざましい活躍とにより、相當顯著な實績を擧げつゝあるが、今その主な援護の内容を見れば次の如くである。

一、應召商業者の經營の實情調査

- 二、商品の仕入並びに販賣の斡旋
- 三、取引先及び顧客の維持及び斡旋
- 四、勞務者の備入斡旋並びに勞力補給
- 五、經營の指導
- 六、買掛代金の回収並びに取引上の紛争の調停
- 七、資金の融通斡旋
- 八、組合費の減免並びに營業收税の減免斡旋

應召商業者の營業狀態を調査すると、その多くは収益額が應召以前の三分の一程度に減少してをり、その窮狀が推測されるのであつて、これが援護には各般の措置を講ぜねばならぬ。特に仕入、販賣等經營に特殊の知識、經驗若しくは技術を要する營業、例へば自轉車業、時計商、豆腐屋、看板屋、貴金屬販賣商、寫真機商、料理業等、營業繼續に關して特殊の資格を必要とする營業、例へば自動車業、藥種商、理髮商、牙才商等、販賣政策上店頭販賣よりもむしろ外交販賣を重視する營業、例へば洋服業、クリーニング商、酒商、鮮魚商、青果商等、外賣にのみ依存する營業、例へば露店、行商等、その他一般に單獨

經營者にして應召せる者の營業繼續には多大の困難があるので、これ等の業者には極力援護方法を講じなければならぬ。これ等の應召商業者の營業援護については直接援護に當る商業奉仕委員ばかりでなく、一般消費者の立場にある人々も理解と同情とを以て得意先關係の維持に留意する等、物心兩方面からの援助を與へることがきはめて肝要である。

商業奉仕委員制度に關聯して、應召商業者またはその遺家族と商業奉仕委員との連絡及び商業奉仕委員の事務連絡に資するため、商業奉仕委員事務所が設けられてゐる。事務所は市役所（六大都市にあつては區役所を含む）、町村役場及び商工會議所等におかれ、各事務所には専任書記が一名以上居つて、庶務の處理及び區域内商業奉仕委員間の連絡に當つてゐる。

なほ商業奉仕委員は定期的に事務所毎に協議會を催し、援護内容の報告、援護方法の研究等を行つてゐる。また各事務所の書記も度々協議會を催して對策施設の徹底を種々研究してゐる。

應召中小工業者營業援護施設

以上は昨年度までに實施してきた應召商業者對策であるが、本年度は應召者營業援護施設をさらに擴大強化し、これを應召中小工業者の營業援護に限定せず、應召中小工業者の營業援護にも及ぼすこととした。思ふに中小工業者は多く家内工業者であつて、その經營事情を中小商業者と同じくし、業主の應召により營業繼續に支障を來す者が多いからである。これに要する豫算七十四萬一千四百五十圓はすでに成立を見、近く應召商業者營業援護委員會は應召商工業者營業援護委員會に改組し、これに對應して地方の委員會も改組し、商業奉仕委員も産業奉仕委員と改稱、委員には新たに工業者を加へることになつてゐる。本年度の産業奉仕委員は全國を通じ、昨年度の商業奉仕委員數の二倍即ち二萬人と推定され、その活躍は特に期待される。



價格等の引上禁止について

企 畫 院

わが國の物價は近年、漸次騰貴の勢ひを辿つてきたが、支那事變勃發以來、その趨勢は更に甚だしくなり、到底そのまゝにしておけない事態に立至つたので、政府は輸出入品等の臨時措置に關する法律を發動して、公定價格の制定その他諸種の價格統制手段を講じてきたのである。

さらに今春中央物價委員會に於て、綜合的物價對策が立案されたので、その趣旨に基づき各省その所管に應じ鋭意物價高騰の抑制に當つてきた。しかるに價格の公定されない物品はその後依然騰貴の傾向を示し、ことに過般の歐洲動亂をきっかけに、わが國の經濟界もその餘波を受け、一部には思惑的取引も行はれ、物價の騰貴は

さらに一段の拍車を加へる惧もできてきた。このやうな情勢の下にあつては、従來行つてきた各品目につき一適正價格を定めて行くといふ通常の方法のみによつては、到底この非常の時局に處し難いものと考へ、政府は去る十九日の閣議に於て、國家總動員法第六條、第十一條及び第十九條を發動し、應急措置として全般的に物價、運賃、賃金等の引上を禁止することに方針を決定したのである。

物價問題は實に戰時經濟に於て最も重要な問題である。即ち戰時に於ては、軍需品として多くの物資が政府に買上げられ、民間の物資は一般に不足勝ちとなる反面、軍需費として巨額の資金が民間に撒布されるので、

自然物價が急激に騰貴する傾向になつてくる。もし之を自然の儘に放任しておくと、勢ひの趨くところ途には、いはゆるインフレーションの現象を惹起し、その及ぼす悪影響は測り知れないものがある。即ち通貨の信用を破壊し、政府豫算の執行を妨げ、戰爭の遂行を財政的に困難ならしめると共に、産業經濟並びに國民生活の基礎を危殆ならしめ、銃後の團結を亂すやうになるのであつて、かかる例は先年の歐洲大戰を初め、東西の歴史に少くないのである。今回の措置もかかる物價問題の重要性に鑑みてのことである。

さて今回の價格等の全般的引上の禁止は、價格、運賃、賃、保管料、保險料、賃賃料、加工賃、賃金及び給料の全部に及ぶものであるが、例外として、關東州、滿洲及び中華民國以外の第三國との間の輸出入の價格、例へば生絲輸出價格及び貨物旅客の運賃、生の魚類野菜のやうな食料品、書籍、土地建物などの價格、有價證券の價格、生命保險料、取引所または米穀市場に於ける賣買價格、その他主務大臣の指定するものには、今回の引上禁止令は

適用されない。また賃金及び給料については昇給規則を設けて行ふ普通の増給は差支へないことになつてゐる。

なほ消費税、關稅等の増徴された結果已むを得ない場合、輸入品及び輸入原料の著るしく騰貴した場合は、その他必要と認められる場合には、箇々の場合について、行政官廳の許可を受ければ價格等の引上ができる筈である。

引上停止の基準となる價格は、昭和十四年九月十八日の價格である。即ち今回の措置が法令として公布されたならば、本年九月十八日の値段を超えて取引してはならないこととなる。尤も内地の地代、家賃は昭和十三年八月四日、朝鮮の地代、家賃は昭和十三年十二月末日を基準とするものである。

次に停止期日の價格を明確にすることがききかへて重要である。すでに物品販賣取締規則、その他の法令によつて最高價格の定められてゐるもの、または將來最高價格の定められるものはその最高價格によることは勿論であ

る。その他のものについても、業者の團體が、行政官廳の認可を得て、協定價格、協定資金等を定めた場合には、それを以て基準とする方針である。

資金については基本給、請負單價、手當、賞與等の額または率によるのであつて、實收資金によらない。また脱法行為を防止するために支拂條件等の悪化は價格引上と見なすこととなる筈である。

従來の公定價格は、賣手にのみ適用されたものであるが、今回は營業に關するものについては買手にも適用する方針である。

さてこの引上禁止は、應急的の措置であるから、勅令施行の日から一年間の期限を附することになつてゐる。そしてその間に、政府は銳意適正價格による價格統制を廣汎かつ急速に實施し、今回の應急的措置を、本格的な措置に移して行く積りである。

今回の價格等の統制内容を仔細に云へば種々困難の點もあらうが、政府が英斷を以てこの方策を決定した所以は、現下内外の情勢に處し、物價の騰貴からくる恐るべ

き弊害を未然に防止し、わが國産業經濟及び國民生活の安固を期し、支那事變の處理、東亞新秩序の建設の聖戰目的を達成するためには、どうしてもこの際思ひ切つた物的統制の措置を、急速に施す必要があると信じたからである。國民各位に於かれても克くこの點を理解され、今回の措置に協力してわが國戰時經濟の圓滑なる運営と、事變の急速なる處理に貢獻されることを切望する。

官廳刊行圖書月報

本月報は、中央官廳をはじめ外地官廳及び各道府縣で刊行される圖書の殆んど全部を網羅し、刊行年月、主要内容、圖書の沿革、賣品の定價並びに販賣所等を掲載し、編纂官廳と内容事項との兩方面から索引できるやうにしてある。月刊で現在七月號まで發賣されてゐる。
定價四十錢、送料六錢、外地賣費
内閣印刷局 發行

ノモンハン事件の終末

陸軍省情報部

はしがき

去る五月勃發せるノモンハン事件はソ聯軍の執拗なる攻撃により、彼我對陣の姿勢を以て早くも寒冷の候を迎へるに至つた。わが軍は兵力を更に増強して最後の攻勢を斷行すべく着々攻撃準備を進め九月十日頃にはその準備を完了して、まさに發進の態勢にあつた。ソ聯軍も亦近く豫想せられるわが攻勢に應ずべく兵力増強に大奮であつた。會々時を同じうして進展しつゝある歐洲情勢はソ聯當局をしてかゝる戰闘を繼續することの無意義なるを悟らしめ、事件は日ソ間の外交交渉によつて急轉直下解決するに至つた。時に九月十六日午前八時、事件勃發以來五月、百三十六

日の長日月を費やした。

今こゝに八月以降の戰局の概貌を記述し、參加將兵の辛苦を察し護國の神と化せる戰死將兵の功を追想しようと思ふ。

七月末迄の戰果

去る七月下旬に於けるわが軍正面の敵兵力は少くも兵員約三萬、戰車・裝甲自動車約六百輛、火砲約百五十門の多きに上つた。わが軍は七月二十三日頃以來猛烈攻勢に轉じてハルハ河畔附近の高地線迄進出し敵を壓迫した。

七月以來敵に與へた損害は、破壊又は擄却せる戰車及び裝甲車約五百輛、壊滅的打撃を與へたる敵火砲は約三十門

個別的損害を與へたるものは約五十門、遺棄死體は約三千に及びその他多数の凶獲品を得た。之に反しわが方の損害は戦死傷を合せて約一千五百名であつた。

八月以降の戦況

ソ聯側は戦力の保持増進に努め歐羅方面よりも引續き兵員資材の東送に狂奔しつゝあつたが、八月七、八兩日に互り戦車を伴ふ五六百乃至一千の兵力を以て小規模の逆襲を企圖し、その撃退せられるや再び兵力を増加して二十日朝來大規模な攻勢に轉じて來た。即ち敵はバルンガガル及びノロ高地正面に各、狙撃、一個師團、右翼フイ高地方面に機甲約二個旅團、騎兵一師團、左翼ハン山方面に機甲約三個旅團、騎兵一師團を第一線に、別に後方に狙撃師團を配置して砲兵支援の下に攻撃し來つた。

わが軍は寡兵以て優勢なる敵に當り、彼等の戦闘激烈を極めた。襲來する敵の戦車群の波に對しわが對戦車砲は砲身も裂けるばかりの猛射撃を浴せ、尙ほ溢出せる戦車に

對しては肉迫攻撃を敢行し文字通り死力を盡して奮戦した。ために此の攻勢も九月に入つて漸く衰へ戦線は再び平靜を取り戻すに至つた。この攻勢に於ける敵の参加兵力は兵員に於て約五萬、戦車、装甲車約七百、火砲約二百門、飛行機約二百機等に及んだ模様である。

一方空中戦に於ては、敵空軍は引續き新鋭機の補充を續け、屢々越境挑戦し來つたが、わが精銳なる飛行隊のためその都度撃破せられ戦勢の挽回は如何ともし難き状況にある。

孤軍奮戰敵の大攻勢を撃退せるわが部隊はノモンハン西側現陣地附近に於て態勢を整へつゝあると共に新鋭増加部隊が逐次戦線に進出しつゝあつた。

かくてソ軍の再三の反撃も一死以て國境を護るわが將兵のために多大の打撃を受けて遂に其の目的を達することが出来なかつたのである。

今次の戦闘は文字通りの激戦で敵に大打撃を與へたるは勿論であるが、我が軍亦山縣、森田、伊勢部隊長以下相當

の死傷を出したのである。その詳細なる戦果に就いては目下調査中である。

九月に入つてからはハンダガヤ方面で相當の戦闘があつたほか概して戦場は平靜であつた。

かくて九月中旬に入りわが兵力の集中も完了し近く攻撃を開始せんとしつゝあつたが、十六日に至り、日ソ外交交渉により停戦協定成立し、ノモンハン附近の戦闘は全く中止せられるに至つた。

結 言

本戦闘は給養、補給至難な大廣漠地に於て近代兵器を以てする相當兵力の攻防戦であつた。滿洲國の奥地ハイラルより更に五十里の奥地無人の境に於て、あらゆる困苦缺乏に堪へて奮戦せるわが將兵の辛苦は眞に言語に絶するものがある。しかも常に寡を以て衆に當り五ヶ月の長きに互り敵の執拗なる企圖を破摧し國境の護りを全うした戦友の功に對し再び感謝の誠を捧げるものである。

九月十六日、閣院參謀總長殿下にはホロソバイル作戦軍

の赫々たる戦果に對し次の如き御慰勞の御電報を賜つた。今次ノモンハン事件に際し關東軍隷下各部隊は長期にわたり不毛困苦に堪へ霜冷を冒しよく力戦健闘せり深くその勞を多とす特に戦歿の英雄を悼み傷病兵を慰む

寫眞 週報

九月二十七日・第八十四號 發行
特報・銃後後援強化週聞

- ☆白衣の勇士の第二の人生山發點——
開所された南紀州の白濱温泉療養所
- ☆鐵腕に振ふハンマー——
大阪職業補導所ルボルタージエ
- ☆坊や、お母さんは先生よ——
未亡人のための特設教員養成所
- ☆勇士よ！銃後は大丈夫——
●農村の妻女よ
- ☆●部員の小冊子より
- ☆●小説「遙かなる祈り」………芹澤光治良
- ☆●戦場のカメラ——
●戦地にも寫眞週報——この號はせむ慰問袋に入れませう！

定價・十錢 内閣情報部編輯



ソ聯軍のポーランド進駐

外務省情報部

不侵略條約を締結してドイツと提携したソ聯邦が、英佛の對獨宣戰に對していかなる態度にでるか、世界注目の的となつてゐるが、その後ソ聯邦政府は中立的の態度を續けてゐるが、しかし公式には何等の意向も發表せず、しかも、大量な豫備兵の召集を行ひ、西部ポーランド國境に大軍を集結しつゝありと傳へられてゐた。

九月九日、ソ聯邦政府はタス通信社を通じて『ドイツとポーランドとの戦争がますます廣汎かつ危険な様相を帯びつゝあるに鑑み、ソ聯邦政府は國防強化のため數千クラスの豫備兵の部分的動員の措置を講じた。これ等の赤軍の豫備兵召集はウクライナ、白ロシア、レニングラード、モスク

ワ、カリニン及びオレルの各軍管區に於て實施せられた。』と發表した。而してこの動員によつて召集された豫備兵は百萬乃至百二十萬と稱せられ、西部國境に集結された赤軍の總數は三百萬を突破するものと傳へられ、主としてポーランド國境のミンスク、スタロコンスタンチノフ、プロスクラフ及びカメネツ等の諸市を中心として待機しつゝある模様である。

従つて、ポーランドに於けるドイツ軍の進撃による戰局の發展によつて、ソ聯邦が何等かの行動にでるであらうとの觀測が有力となつてきたが、果せる哉、十六日夜になつてソ聯邦政府はモスクワのポーランド大使館に對して『ポーランド政府は事實上存在せざるに至り、ポーランドは大混亂状態に陥れるを以てソ聯邦はその中立的地位を保持し

つ、十七日午前六時を期し自國の權益を擁護し、白ロシア及び西ウクライナの少數民族保護のため、北はプロスクラフより南はカメネツに至る間に於てポーランド領に軍を入れることに決したり。』との通告を發し、直ちに赤軍はポーランドに向つて進駐を開始したのである。

なほ、赤軍の進駐開始と同時に十七日午前モロトフ人民委員會議議長はラヂオを通じて全ソ國民に對して『ポーランドは今や崩壊した。ポーランド在住の白ロシア人及びウクライナ人に對し同胞としての援助の手を差伸べることはソ聯の義務であらう。ソ聯邦政府はポーランド國民を彼等の指導者の失敗によつて投げ込まれた窮狀から救助せんと希望するものである。』と、赤軍のポーランド進駐の目的について放送した。

二

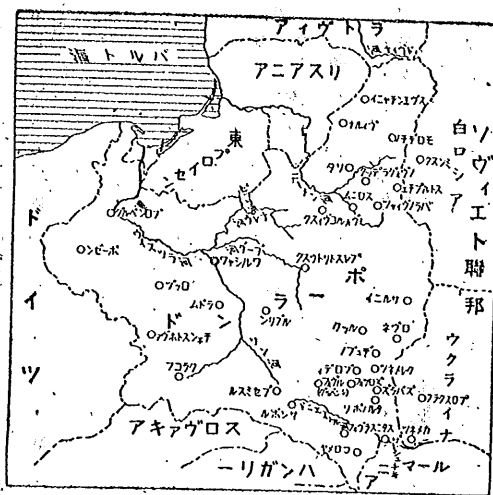
かくて進駐の命を受けた赤軍は、十七日早曉、北はラトヴィア國境のサバトナーヤ、ドヴィナ河から、また南方はルーマニア國境のドニエストル河に至る全國境線を超えて

齊にポーランド領に進撃を開始し、北方の部隊はミンスクからポーランド領のモロヂチノ、ストルプチモ、バラノヴィツクの三都市に向ひ、また南方はロザネ、ヂェレプノ、クシエミチエツ、タルノポール、ザレスチキの各方面に向つて進軍し、その總數八個師と報せられた。

十七日の夜には、北方部隊は西白ロシアのクリニポヨイエ、バラフイアーボ停車場、モロヂチノ鐵道の交叉點及びポロツィンを占領し、またバラノヴィツクに向つた部隊はニーメン河畔に達し、コレソツエミル、ポロネチカ及びバラノヴィツク及びスノフ鐵道交叉點を相次いで占領し、一方南方部隊は西ウクライナに於てロウソヂェプノ、ツバラブウ、タルノポリ、ココメアの諸要衝を占領したとソ聯軍司令部から發表された。

次いで十八日には、北方に於ては西白ロシアのスクエニチナアニ鐵道の要衝リダ及びヴォグデルクを結ぶニーメン河畔のオルルヤ、スロニム及びヴォルロヴィスク等の諸地點を陥れ、ミンスク、プレストリトウスク鐵道のヤレヴィツチ停車場を占領し、また南方に於ては西ウクライナ鐵道の

要地サルニー、ルウク、スタニスローウオ、ガリツチ、カ
ラスネ、ブイハッハ等を占領し、ルヴォフ及びヴィルナに
向つて進撃中であるとソ聯軍司令部は發表してゐる。



しかしこの十八日を以てブレストリトウスクに於て獨
ソ兩軍は相會するに至り、こゝに兩軍の交戦が行はれる
と共に、兩國政府は左の如き共同聲明を發表した。

『ポーランドに於ける獨ソ兩國軍隊行動の任務に關する
根據なき風説を防止するために、獨ソ兩國政府は兩國軍
隊の行動が兩國の利益に反し、若しくは獨ソ不條約條約
の精神及び文言に違反するが如き目的を有せざることを
聲明す。右軍隊の任務はポーランドの崩壊によつて擾亂
されたるポーランド國內の秩序と平静を恢復し、かつ
ポーランド住民を助けて國家生活の諸條件を新たに樹立
せんとするにあり。』

三

なほ赤軍は進撃を続け、二十日にはガリシア地方の首都
レンベルグを占領したが、大體二十日を以て赤軍の占領し
た地點は、北方リシアニア國境のズヴィエチャニイからウ
イルナ、リタ、ノヴォグロデック、ヴォルコヴィスク、ブレ
ストリトウスク、サルニイ、ルック、プロヂイ、ズロツォ
フ、プシエムスライヌイ、スタニスラヴォフ及びルーマニア
國境のコロマヤに達するに至り、こゝに北方に於ては、ウ
イルナの問題に關してリシアニアとの關係が起り、また南

方に於ては二十日、赤軍の進撃によつてルーマニアの全國
境線が閉鎖されるに至つたのである。

こゝに於て獨ソの間にポーランドがいかに處理されるか
といふことが全世界の注目を集めたのであつた。即ち獨ソ
間にはレンベルグを中心とする油田地方の歸屬の問題、
ルーマニアとドイツとの共同國境の問題等頗る微妙な問題
があつたのであるが、十八日のブレストリトウスクに於け
る獨ソ兩國の交戦以後、兩國政府に於て交渉が行はれた結
果、二十二日に至り、やうやくにして解決を見、左の如く
兩國共同のコミュニケが發表されたのであつた。

『獨ソ兩國政府はビツカ河に沿つてナレウ河との合流點
に達し、更にレナウ河を遡つてブダグ河との合流點に
至り、同河に沿つてウイスツラ河との合流點に至り、更
に同河を遡つてサン河に達し、同河に沿つてその源泉地
に至る一線を以て獨ソ兩軍の分界線とす。』

さらに、二十日、ソ聯政府はレンベルグ占領の發表に際
して『なほ、ポーランド東部のウイルナは十九日ソ聯軍
の手に歸したが、目下リシアニアは新國境劃定にソ聯邦

と協力しつゝある』と附け加へてゐるが、これは、このウ
イルナが豫ねてからポーランドとリシアニアとの係争の地
であり、今度の赤軍の進駐を機會にリシアニアが回收せ
んとするの意向を有してゐるので上記の發表は、ソ聯邦政
府がこの點を考慮しての措置であつた。而して、その後、
ウイルナの歸屬について、モスコに於てソ聯とリシアニ
ア政府との間に交渉が行はれることになつた模様である。

四

かくの如き、ドイツの對波軍事行動の進展と相呼應して
突如としてソ聯がポーランドに赤軍を進駐せしめたこと
は、英佛に對して非常に大きな衝動を與へたものであつ
た。

しかも、ポーランドと相互援助條約を結んでゐる英佛と
しては、このソ聯邦の行動に對していかなる態度をとるか
といふことが重大視されたのであつた。

即ち、英佛が果してソ聯のポーランド進駐に對する主張
を、その聲明の通りに解釋して、このポーランド分割を默

歐洲戰局日誌

日一十月九	日一十月八	日一十月七	日一十月六	日一十月五	日一十月四	日一十月三	日一十月二	日一十月一
ワルシャワの波軍、獨の降伏勧告拒否傳へらる。○ピアリストク、ブセミニエツ兩地の占領を獨軍發表 ●佛側、獨佛全線に砲撃展開と發表	波領進入のソ聯軍と波軍間に交戦傳へらる。○獨、レンベルグの包圍とプレストリトウスタ占領を發表	ソ聯軍プレストリトウスタで獨軍と初めて會見した旨報せらる。○波側の軍使不派遣に獨軍ワルシャワ總攻撃開始傳へらる。○今日までの戦死二十萬と波軍發表 ○英、航空母艦カレジアス號の撃沈發表	ヒ總統ダンチヒに入り、對英佛示威演説を行ふ	ソ聯レンベルグ、工業都市コヴェレ占領を發表 ○舊チエツコ國に革命勃發と英發表せるも獨側はこれを否定 ○ソ聯芬蘭邊の機雷敷設を各國に通告	波軍わが騎兵の逆襲により獨軍一部ワルシャワ後退と發表			
薩洲臨時内閣成立 ▽ブルガリア正式に中立宣言 ▽カナダ爲料管理令公布	リスミアニア、ソ聯軍の波國進攻に備へ豫備兵召集傳へらる	伊、外務次官バステイヤーニ氏を駐英大使に任命 ▽英、前皇帝ウインザー公近く佛參謀本部付となられる旨發表 ▽ルーマニア中立再確言	ユーゴスラヴィア緊急全權法發布	佛、決定的勝利を得るまで對獨戦争を遂行する旨のステートメント發表 ▽チェンバレン英首相ソ聯の波攻撃、陸劣と下院で論難	ルーマニア首相カリネスコ氏暗殺さる、後任にアルゲセアノ將軍決定 ▽ワルシャワ放送停止報せらる ▽遠洲、英佛軍援助を聲明			

本日誌は各種の通信を綜合したものであるが何れの場合も自國宣傳に傾きもあつたため正確を期し難い。

認するか否やといふ點であるが、英佛の輿論が、ソ聯邦の態度に對して相當烈しい非難を浴せたのであつたが、政府は一應、ソ聯邦のポーランド進軍を自國の權益の保護、少數民族の保護に對する自衛的の措置として默認するの態度に傾きつゝあるやうである。

なほ、米國に於ける反響は、獨ソ不侵略協定以來相當に反ソ的の空氣が昂められてゐたところであるから、從來ソ聯政府が繰返してきた他國の領土を侵略せよとの外交政策を裏切つたものとして各方面に於ける非難が、いよゝ強められつゝある。

なほ、ソ聯がポーランドの東半分を征服してルトマニアとの國境を閉鎖し、ハンガリーとの國境を接するに至つたことは、バルカン諸國に大きな影響を與へたものである。従つて今後のソ聯の動向は、バルカンの情勢に大きな變化を與へると共に、引いて歐洲大戰の全局に對しても、ソ聯の有する立場が重大化したものであることは争はれない。

暹羅國の新國名は「タイ」と假名書するのを正式とするが、漢字の當字を使用する場合には「泰」の字を當てることに決定された。その由來は次の通りである。

元史に依ると當時暹羅國及び羅蘭の二國があり、(西曆第十三世紀中)暹羅は石の多い瘠地であつたが、羅蘭は土地が平で廣く、至正年間暹羅は羅蘭を降し、合して暹羅國となり現在に至つてゐるので、構成民族はタイ族とシャム族であるが、合せて「タイ」又は「タイ」の暹羅族と稱し支那の書物には漢字で泰族と記載してゐるものもある。

明の洪武九年(西曆一三六六年)國王はその子をして明に遣はし萬物を貢したところ明帝は暹羅國を印なる印を賜ふた。これから始めて公式に暹羅と稱せられたとある。

即ち支那の書物に暹羅の字の見えるのは元の末、明の初以後からのことである。

今年春、暹羅は國名を改稱し自ら「King of Siam」と稱することとなつたが「タイ」は泰の義、タイは自由の義である。タイの字の漢字は多く見當らないが前記「泰族」の字があり、泰は安泰にして自由の義にも通ずるからタイの國名當字として相應しいものである。





大陸の土に立ちて

國策遂行を現地に看よ

満洲に関する

1. 旅行、通関、貨物の御質問並に
2. 事情、講演、活動寫眞の御需めは

満鐵鮮滿支案内所へ

東京銀座二丁目	同虎ノ門満鐵ビル
大阪堺筋安土町	名古屋中區榮町
敦賀驛前大通	門司税關前
下關驛前	長崎萬屋町
新潟古町通	小樽稻穂町

満鐵鐵道總局 

露光量違いにより重複撮影

海外放送の拡充

報道に教養に慰安に


使命を果たすラジオ

- ▼ 歐羅巴向放送 日本時間 前四時—六時
- ▼ 南米向放送 前六時半—七時半
- ▼ 北米向放送 前十時—十一時
- ▼ 北米西部向放送 後二時—三時半
- ▼ 支那南洋向放送 後九時—十時半

以上五方向、五送信、八時間に亘り
日支英獨佛西葡蘭八ヶ國語を以て放送す

見よ歐洲の天地に漲る
戦雲とその華々しきラ
ジオの攻防宣傳戦を！
ラジオの國家的重要性
は今次の歐洲戦線に於
ける消息が雄辯に之を
物語つてゐる。

會協送放本日 入法團社



大陸の上に立ち上る


國策遂行を現地に看よ

滿洲に關する

1. 旅行、通關、貨物の御質問等に
2. 事情、講演、活動寫眞の御指導

滿鐵鮮滿支案内所へ

東京銀座三丁目	同虎ノ門滿鐵ビル
大阪堺筋安土町	名古屋中區榮町
敦賀驛前大通	門司稅關前
下關驛前	長崎萬屋町
新潟古町通	小樽俗徳町

滿鐵鐵道總局 

露光量違いにより重複撮影

週

報

昭和十四年九月十七日 第三種郵便物認可 (毎週一回水曜日発行)

パンラ視明

球電條織旋螺重二



良い電球で
眼を護れ!

WO六〇五ニ
ンセ五三
パンラウト
りあに店鎖連



社合式株球電西東京東

(判LA5) 格規定國はさ大の書本)

- ① 明が光る
- ② らぎらぎせず
- ③ 電気の消費が少く
- ④ 命が長

内閣印刷局印刷發行